

NO! ブラック企業!



ブラック企業対策学習会 4月14日(火) 18:30~ 大田区産業プラザ P10 D会議室(6階)

お話

労働基準監督官・安定行政官

弁護士 竹村和也 さん

(ブラック企業被害対策弁護団)

参加費
無料

若者を使い潰す「ブラック企業」「ブラックバイト」。これから就職やアルバイトをする若者をブラック企業で働かせないために・・・

- ① ブラック企業の実態
- ② ブラック企業の見分け方
- ③ ブラック企業の対処法

上記について、労働基準監督官・安定行政官、ブラック企業被害対策弁護団の弁護士からお話を伺います。

是非、おこしく下さい。

ブラック企業とは??

日本の社会問題となっている「ブラック企業」。ブラック企業は、違法、過酷な労働を強いる企業として、就職活動を行う学生や若者の間では恐怖の対象となっています。

ブラック企業は、「正社員」として若者を採用しても、長期的な雇用や技能育成は行っていません。ブラック企業に就職した若者は、数年、あるいは数か月で心身を摩耗し尽くし、鬱病と離職に追い込まれることも珍しくはありません。「使い潰す」ことで利益をあげる、「新しい労務管理」が若年正社員の世界に姿を現しています。

ブラック度チェックをしてみよう

- 求人や面接での説明と実際の雇用契約や

入社後の就労実態が異なる

- タイムカードがない

- 長時間労働

- 残業代の不払い

- パワーハラスメント・セクハラがある

上記項目に該当する場合、ブラック企業の可能性があります。労働基準監督署や労働組合、法律事務所に相談にいきましょう。

★ 主催 東京南部法律事務所

★ 共催 大田区労働組合総連合 大田区労働組合協議会 JMIU 大田地域支部

連絡先 東京南部法律事務所 電話03-3736-1141 担当(堀内・泉)

<http://www.nanbu-law.gr.jp/> Facebook もあります。